平成２３年度　第１回　新潟市地域包括支援センター運営協議会

次　　第

平成２３年６月２日（木）
新潟市役所　第２分館４階　２－４０４会議室

１　開　会

２　委嘱状交付

３　議　事

（１）会長選出，副会長指名

（２）地域包括支援センター運営協議会スケジュールについて

（３）地域包括支援センターの機能強化事業について

（４）その他

４　閉　会

資　料　１
平成２３年度　第１回
新潟市地域包括支援センター運営協議会
平成２３年６月２日開催

新潟市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

（設置）

第１条　介護保険法（以下「法」という。）第１１５条の４５に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置，運営，評価等に係る必要な事項を審議し，センターの公正・中立な運営を図るため，新潟市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　運営協議会は，次に掲げる事項について審議する。

（１）　センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

ア　センターの担当する圏域の設定

イ　センターの設置，変更及び廃止並びに法第１１５条の４５に規定する包括的支援事業の実施を委託する法人の選定又は包括的支援事業の実施を委託する法人の変更

ウ　包括的支援事業の実施の委託を受けた者による介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業の実施

エ　センターの設置者の申請により指定を受ける指定介護予防支援事業者が実施する指定介護予防支援について，その一部を委託できる指定居宅介護支援事業者の選定及び変更

（２）　センターの運営に関すること

ア　運営協議会は，毎年度ごとに，センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

①　当該年度の事業計画書及び収支予算書

②　前年度の事業報告書及び収支決算書

③　その他運営協議会が必要と認める書類

イ　運営協議会は，基準を作成した上で，定期的に又は必要な時に事業内容を評価するものとする。

（３）　地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築，包括的支援事業を支える地域資源の開発，その他の地域の支援体制等に関すること。

（４）　前３号に掲げるもののほか，運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること。

（組織）

第３条　運営協議会は，委員２７人以内で組織する。

２　委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　介護保険のサービス事業者及び保健，医療又は福祉に係る職能団体の関係者

（２）　介護保険の被保険者，介護保険の利用者

（３）　介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護・相談事業等を担う関係者

（４）　前３号に掲げる者のほか，センターの公正・中立性を確保する観点から必要と認められるもの

（会長及び副会長）

第４条　運営協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長は，委員の互選により定める。

３　会長は，会務を総理し，運営協議会を代表する。

４　副会長は，委員長が指名する。

５　副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第５条　運営協議会の会議は，市長の要請により会長が招集し，その議長となる。

２　会長が必要と認めるときは，運営協議会に委員以外の者の出席を求め，その意見又は説明を聞くことができる。

３　会議において，第２条第１号に規定するセンターの設置等に関する事項の審議を行う際に，委員が当該センターの設置者（設置希望者を含む。）である法人又は団体の役員又は構成員である場合は，その委員を当該事項の審議に係る会議から除くものとする。

（委員の任期）

第６条　運営協議会の委員の任期は１年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　委員は，再任されることができる。

（庶務）

第７条　運営協議会の庶務は，福祉部高齢者支援課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか，運営協議会の運営に関し必要な事項は，会長が運営協議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は，平成１７年１２月２日から施行する。

（経過措置）

２　第６条第１項の規定にかかわらず，本要綱施行後の最初の任期は，平成１７年１２月２日から平成１８年３月３１日までとする。

附　則

この要綱は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２３年４月１日から施行する。

資　料　２
平成２３年度　第１回
新潟市地域包括支援センター運営協議会
平成２３年６月２日開催

平成２３年度地域包括支援センター運営協議会スケジュール（案）

地域包括支援センターの運営委託については、平成２１年度に各事業者と契約をしてから委託期間が３年目となり、平成２４年度からは新たに受託事業者の選定を行い業務の委託を行っていくことになります。

そのため、運営協議会として今年度は平成２２年度の地域包括支援センターの活動状況と各センターの業務評価を行うとともに、平成２４年度からの受託事業者選定の審議を行っていただくこととしています。

なお、運営協議会の開催については、基本的には介護保険事業計画策定委員会と同日の開催とさせていただく予定です。

１　開催予定（介護保険事業計画策定委員会の予定）

第１回：　平成２３年６月２日（木）
第２回：　平成２３年７月末頃
第３回：　平成２３年８月末頃
第４回：　平成２３年１０月初頃
第５回：　平成２３年１１月初頃
第６回：　平成２３年１２月初頃
第７回：　平成２４年２月初頃

２　今年度予定される審議事項

・地域包括支援センターの運営に関すること
　平成２２年度地域包括支援センターの活動状況について
　平成２２年度地域包括支援センターの業務評価の実施結果について

・地域包括支援センターの設置等に関すること
　平成２４年度以降の地域包括支援センターの委託事業者選定の方針について
　地域包括支援センター委託候補事業者の選定について

資　料　３
平成２３年度　第１回
新潟市地域包括支援センター運営協議会
平成２３年６月２日開催

地域包括支援センターの機能強化事業について

１ 目的

各区の地域包括支援センターが地域の実情にあったきめ細かな高齢者への支援を行うため、出張相談や訪問による実態把握、地域におけるネットワークの構築などを担当する職員を配置し、その効果、実績を検証し事業計画に反映させる。

２　実施方法

市が指定するセンターにおいて職員を１名増員し、その効果を検証する。

①　対象とする地域支援センター　　１３センター　（各区１か所＋５か所）

②　主な検証対象業務

・出張相談の開設状況
・訪問による実態把握状況
・ネットワークの構築状況
・二次予防対象者への取組　など

※加算配置の職員が対象業務以外を行うことも可能とする。

③　配置職員

職種については、各センターの実情にあわせ、３職種のいずれでも良いものとする。

④　検証方法

半期ごとに対象業務の実績報告を提出してもらい、検証を行いながら必要に応じ業務を見直し、次期計画時の全センターの機能強化につなげていく。

地域包括支援センター機能強化事業の実施センター

区　名	地域包括支援センター名
北　区	地域包括支援センター阿賀北
北　区	地域包括支援センターくずつか
東　区	地域包括支援センター山の下
東　区	地域包括支援センター木戸･大形
中央区	地域包括支援センター関屋･白新
中央区	地域包括支援センターふなえ
中央区	地域包括支援センター宮浦東新潟
中央区	地域包括支援センター姥ヶ山
江南区	地域包括支援センターかめだ
秋葉区	地域包括支援センター新津
南　区	地域包括支援センターしろね南
西　区	地域包括支援センター坂井輪
西蒲区	地域包括支援センター巻